

令和8年3月18日（水）

医薬局
監視指導・麻薬対策課
課長補佐：飯島 稔（2779）
主査：森 昂也（2679）
（代表電話）03（5253）1111
（直通電話）03（3595）2436

危険ドラッグの成分1物質を新たに指定薬物に指定

～指定薬物等を定める省令を公布しました～

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の1物質を新たに「指定薬物」（※1）として指定する省令（※2）を公布し、令和8年6月1日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された1物質は、令和7年10月28日の薬事審議会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質です。

施行後は、この物質とこの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

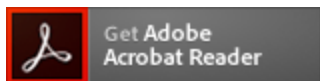
なお、他に代替できる治療法がない難治性の疾患又は障害の診断を受け、この物質を含む製品を使用する必要性がある方（以下「患者」といいます。）は、所定の手続きを経ることで、医療等の用途として継続的に使用することができます。患者や、患者に販売等する事業者に必要な手続きの詳細はこちらの情報をご確認ください。

[CBNの指定薬物の指定について](#)

危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金）。

※2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第24号）



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

(別紙)

新たに指定された指定薬物の名称

[物質 1] 省令名: 6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6 *H*-ジベンゾ[*b*,
d] ピラン-1-オール

通称等: CBN、カンナビノール